基 発 1203 第 6 号 平成 26 年 12 月 3 日

公益社団法人全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による 健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について(協力依頼)

労働基準行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、これまでに 2 ーアミノー4 ークロロフェノール等 29 物質が定められ、これらの物質に係る指針(平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号。以下「指針公示第 23 号」という。)が公表されております。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 288 号)及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 26 年厚生労働省令第 101 号)により、ジメチルー2,2 ージクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)を始めとする 11 物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第 23 号においても法令により規制の対象とされなかった業務について所要の措置を講じる必要が生じたため、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」(平成 26 年 10 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 25 号)を別添 1 のとおり策定し、同日付け官報に公示したところです。これにより指針公示第 23 号が別添 2 の新旧対照表のとおり改正され、改正後の指針公示第 23 号(以下「改正指針」という。)は別添 3 のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、改正指針の趣旨を御理解いただき、改正指針及び下 記の留意事項について傘下会員に対する周知を図られますとともに、これらの化学物質による健 康障害の防止対策が適切に行われるようお願い申し上げます。

なお、従来発出した指針の施行通達においては、指針の全般的事項及び改正事項の両方を示してきたところですが、本通達以降、指針の改正に当たっては改正事項のみを示すこととし、指針の全般的事項についてはこれまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出することとしましたので、併せて御了知ください。

第 1 改正指針に追加された対象物質等及びそれらに係る改正指針に基づき講ずべき措置に関する留意事項

改正指針の対象物質は、これまで厚生労働大臣により指針が定められていた2-アミノー4-クロロフェノール等29物質に加え、法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として追加された以下の5物質(カッコ内はCAS登録番号を示す。以下これらを「DDVPほか4物質」という。)である。

- ・ジメチルー2、2ージクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)(62-73-7)
- ・スチレン(100-42-5)
- ・1, 1, 2, 2ーテトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5)
- ・トリクロロエチレン(79-01-6)
- ・メチルイソブチルケトン(108-10-1)

これらの物質に適用される措置は、改正指針3(3)、4(2)、5(6)及び7(1)であり、以下の点について留意が必要である。

- (1) 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について(改正指針7関係) DDVPほか4物質に係る危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付は、法により義務とされていることから、改正指針7(1)に示した措置を講じること。
- (2) その他

DDVPほか4物質について、物理化学的性質等の情報を取りまとめ、別紙1のとおり参考資料として示したこと。

第2 クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン及びテトラクロロエチレン(以下「クロロホルムほか5物質」という。)に係る措置内容の変更

クロロホルムほか 5 物質については指針公示第 23 号の対象であったが、クロロホルムほか 5 物質及びこれらのいずれかをその重量の 1 %を超えて含有するもの(以下「クロロホルム等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務 (以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。)が特化則の対象となったところである。

これを受け、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、クロロホルム等有機溶剤業務については、改正指針に規定する措置のうち、「3 対象物質へのばく露を低減するための措置について」、「4 作業環境測定について」、「5 労働衛生教育について」及び「6 労働者の把握について」の適用対象から除外したこと。

第3 作業環境測定に関する参考資料

改正指針により指針の対象に追加されたDDVPほか4物質に関する作業環境測定の方法

及び測定結果の評価に用いる指標(管理濃度等)については、関係者の利便性の向上のため、 DDVPほか4物質を含めた全ての指針対象物質について取りまとめた上で、別途発出する 予定の指針の全般的事項について示す通達に参考資料として示すこととしたこと。

第4 関係通達の改正

1 指針の施行通達関係

「「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について」(平成 23 年 10 月 28 日付け基発 1028 第 4 号)の一部改正

「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示」(平成26年厚生労働省告示第377号)により、1,2ージクロロプロパンに係る試料採取方法及び管理濃度が改正されたこと等から、参考情報5を別紙2のように改正することとしたこと。

2 屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン関係

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の別表第2を別紙3のとおり改正することとしたこと。

別紙1

指針対象物質の基本情報

物質の名称	主な有害性	性状	用途の例
(CAS No.)	発がん性、その他の有害性 (GHS 区分1のもの)	1五4人	一人のでなった。
ジメチル-2,2-ジクロロビニル	発がん性: IARC 2B	特徴的な臭気のある無	家庭用殺虫剤または
ホスフェイト(DDVP)		色~琥珀色の液体(沸点	文化財燻蒸剤
(62-73-7)	その他:	140℃、蒸気圧 1.6Pa	
Q.	急性毒性(吸入:蒸気)、皮膚感作性	(20℃))	
CI P CH ₃	特定標的臓器毒性(単回ばく露)		
0,10,013	神経系		·
0	特定標的臓器毒性(反復ばく露)		
H ₃ C	神経系・肝臓		
スチレン	発がん性: IARC 2B	無色~黄色の液体(沸点	合成原料 (ポリスチレ
(100-42-5)	,	145℃、蒸気圧 0.7kPa	ン樹脂、ABS樹脂、
(200 = 50)	その他 :	(20℃))	合成ゴム、不飽和ポリ
	生殖毒性 (1B)、吸引性呼吸器有害性		エステル樹脂、塗料樹
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)		脂、イオン交換樹脂、
	中枢神経系		化粧品原料)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)		
\	呼吸器・肝臓・神経系・血液系		

<u> </u>			
物質の名称	主な有害性	性状	用途の例
(CAS No.)	発がん性、その他の有害性(GHS 区分1のもの)	11.47	71136.02191
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタ	発がん性: IARC 2B	クロロホルムに似た臭	溶剤
ン (別名四塩化アセチレン)		気のある液体(沸点	
(79-34-5)	その他:	146.5℃、蒸気圧 0.6kPa	
CI. CI	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	(25°C))	
	中枢神経系・肝臓		
—	特定標的臓器毒性(反復ばく露)		
	肝臓・中枢神経系		
CI CI			
トリクロロエチレン	発がん性: IARC 1、GHS発がん性区分1B	特徴的な臭気のある無	
(79-01-6)		色の液体 (沸点 87℃、蒸	脱脂洗浄剤、工業用溶
CI, CI	その他:	気圧 7.8kPa(20℃))	剤、試薬
<u></u>	生殖毒性(1B)		
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)		
CI H	中枢神経系		
メチルイソブチルケトン	発がん性:IARC 2B		び歌かり、ローフなど
(108-10-1)	光がルル生・IARC 2D	特徴的な臭気のある無 色の液体(沸点 117~	l :
(108-10-1)	その他:		
	<u> </u>	118℃、蒸気圧 2.1kPa	
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	(20℃))	油製品の脱ロウ溶剤、
	神経系		脱脂油、製薬工業、電
			気メッキ工業、ピレト
	•	,	リン、ペニシリン抽出
WIADC(国際30)在先後間)交			剤

※IARC(国際がん研究機関)発がん性分類

1: ヒトに対して発がん性を示す 2B: ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

別紙2

<平成23年10月28日付け基発1028第4号の参考情報5の改正版(改正箇所は下線部)> 1,2-ジクロロプロパンの基本情報

構造式	CH ₂ CI-CHCI-CH ₃		
別名	二塩化プロピレン		
CAS No.	78-87-5		
物理化学的性	分子量	112. 99	
質	比重	1. 1559	
	融点	-100. 4°C	
	沸点	96. 4°C	
	蒸気圧 (25℃)	53.3mmHg	
	溶解性 (水·25℃)	2. 8g/L	
	分配係数(logPow)	1. 98	
	引火点	16℃ (密閉式)	
	常温での性状	無色の液体であり、特徴的な臭気(クロロホルム臭)がある。	
		常温(20℃)で液体であるが、沸点が低く、蒸気圧も非常に	
		高いため、蒸発したガスを吸入しないよう、注意が必要である。	
	_	また、脂溶性が比較的高い物質であるため、体内に蓄積し、	
		慢性的健康障害を発現する懸念がある。	
生産量	PROSTAGE .		
用途	テトラクロロエチレ	ン、トリクロロエチレン及び四塩化炭素の原料、金属洗浄溶剤、	
	石油精製用触媒の活	性剤	
労働安全衛生	施行令第18条(名称	等を表示すべき危険物及び有害物)	
法による規制	施行令第18条の2(SDS対象物質)		
の現状	施行令別表第3(特	定化学物質・第二類物質)	
	特定化学物質障害予防規則(特別有機溶剤等、特別管理物質)		
がん原性評価	IARC: 1 (carcinogenic to humans)		
	日本産業衛生学会:第2群A(ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質		
	であって、証拠がより十分な物質)		
	ACGIH: A4 (Not classifiable as a human carcinogen)		
国が実施した		に鼻腔腫瘍の発生増加が認められ、がん原性を示す証拠であると	
がん原性試験	考えられた。		
等の結果概要	マウスでは、雄にハーダー腺の腺腫の発生増加が認められ、雄に対するがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん原性を はいれるがん はいれるがん はいれるがん はいれるが はいなが はいれるが はいなが はいなが はいなが はいなが はいなが はいなが はいなが はいなが はい		
(吸入)	│ 示唆する証拠であると考えられた。また、雌に細気管支ー肺胞上皮がんを含む肺腫瘍 │		
	の発生増加が認めら	れ、雌に対するがん原性を示す証拠であると考えられた。	
変異原性の有	日本バイオアッセイ研究センターで実施した変異原性試験では、微生物を用いた試		
無、強さ	験で代謝活性化のある場合及びない場合とも、使用した全ての菌株で陰性を示した。		
	文献によると、微生物を用いた試験(代謝活性化のある場合及びない場合とも)、培		
	養細胞を用いた染色体異常試験と姉妹染色分体交換試験、マウスリンフォーマ試験で		
	陽性の結果が報告さ		
その他の主要			
な有害性	激性を有する。また皮膚感作性が認められる。		
		ショック、心血管系への障害が認められて死亡、解剖所見では	
	1	への急性影響、腎尿細管壊死、中枢神経系抑制に起因すると考え	
	られる疲労感の事		
	 	は、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の機能障害の事例がある。	
ばく露限界	管理濃度: 1ppm		
	ACGIH: 10 ppm (TL	V-TWA)、日本産業衛生学会: <u>1 ppm</u>	
資料出所	「労働安全衛生法有	事害性調査制度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集 補	
	遺2版」(社)日本	化学物質安全・情報センター(2000)	
<u></u>			

別紙3

別表第2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質 に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1 2ーアミノー4ークロロフェノール	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分 析方法
2 アントラセン	フィルター及び捕集管を組 み合わせたろ過捕集方法及 び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分 析方法又はガスクロマトグ ラフ分析方法
3 2,3-エポキシ-1 -プロパノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法又は高速液体クロマトグ ラフ分析方法
4 塩化アリル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5 オルトーフェニレンジ アミン及びその塩	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分 析方法
6 キノリン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
7 1ークロロー2ーニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
8 クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあって は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあっては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
9 酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10 四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集 方法	1 液体捕集方法にあって は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあって

		は、ガスクロマトグラフ 分析方法
11 1, 4ージオキサン	固体捕集方法又は直接捕集 方法	ガスクロマトグラフ分析方法
12 1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあって は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあっては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
13 1,4-ジクロロー 2ーニトロベンゼン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分 析方法
14 2, 4ージクロロー 1ーニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
15 1,2ージクロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
16 ジクロロメタン (別 名二塩化メチレン)	固体捕集方法又は直接捕集 方法	ガスクロマトグラフ分析方法
17 N, N-ジメチルア セトアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
18 ジメチルー2,2- ジクロロビニルホスフェ イト(別名DDVP)	i	ガスクロマトグラフ分析方 法
19 N, N-ジメチルホ ルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
20 スチレン	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	は、吸光光度分析方法
		2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあっては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
21 1, 1, 2, 2一テ トラクロロエタン (別名		1 液体捕集方法にあって は、吸光光度分析方法

1		
四塩化アセチレン)		2 固体捕集方法にあっ ては、ガスクロマトグラ フ分析方法
22 テトラクロロエチレ ン (別名パークロルエチ レン)	· .	ガスクロマトグラフ分析方法
23 1, 1, 1-トリクロルエタン	液体捕集方法、固体捕集方法とは直接捕集方法	 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 固体捕集方法及び直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
24 トリクロロエチレン	液体捕集方法、固体捕集方法とは直接捕集方法	1 液体捕集方法にあって は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接 捕集方法にあっては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
25 ノルマルーブチルー 2,3-エポキシプロピ ルエーテル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
26 パラージクロルベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
27 パラーニトロアニソ	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
28 パラーニトロクロルベンゼン	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあって は、吸光光度分析方法又 はガスクロマトグラフ分 析方法 2 固体捕集方法にあって
		は、ガスクロマトグラフ 分析方法
29 ヒドラジン及びその 塩並びに一水和物	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
30 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方

•		
		法
31 2-ブテナール	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分 析方法
32 1ーブロモー3ーク ロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
33 1ーブロモブタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ質量分 析方法
34 メチルイソブチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法とは直接捕集方法	1 液体捕集方法にあって は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接 捕集方法にあっては、ガ スクロマトグラフ分析方 法

労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による 健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針

平成26年10月31日健康障害を防止するための指針公示第25号

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第28条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣 が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針(平成24年健康障害を防 止するための指針公示第23号)の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用 する。

2中「1, 2-ジクロルエタン」を「1, 2-ジクロロエタン」に、「ジクロロメタン」を「ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)」に改め、「N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)」の次に「、ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP) (62-73-7)」を、「N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)」の次に「、スチレン (100-42-5)、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)(79-34-5)」を加え、「テトラクロルエチレン」を「テトラクロロエチレン」に改め、「1, 1, 1-トリクロルエタン (71-55-6)」の次に「、トリクロロエチレン(79-01-6)」を加え、「並びに 1-ブロモブタン(109-65-9)」を「、1-ブロモブタン(109-65-9)並びにメチルイソブチルケトン(108-10-1)」に改める。

- 3 (1) 中「クロロホルム、四塩化炭素、1,4ージオキサン、1,2ージクロルエタン、ジクロロメタン、」及び「、テトラクロルエチレン」を削り、「「クロロホルム」」を「「N,Nージメチルホルムアミドほか1物質」」に、「これらをその重量の5パーセントを超えて含有するもの」を「これらのいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有するもののうち、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第1条第1項第1号に規定する有機溶剤の含有量がその重量の5パーセントを超えるもの」に、「クロロホルム等」を「N,Nージメチルホルムアミド等」に、「有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第1条第1項第6号」を「有機則第1条第1項第6号」に、「クロロホルム有機溶剤業務」を「N,Nージメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に、「クロロホルムのばく露」を「N,Nージメチルホルムアミドほか1物質へのばく露」に、「クロロホルムにばく露」を「N,Nージメチルホルムアミドほか1物質にばく露」に改める。
- 3 (3) 中「1, 2ージクロロプロパン又は1, 2ージクロロプロパン」を「クロロホルム、四塩化炭素、1, 4ージオキサン、1, 2ージクロロエタン、1, 2ージクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチルー2, 2ージクロロビニルホスフェイト、スチレン、1, 1, 2, 2ーテトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン(以下「クロロホルムほか 11 物質」という。)又はクロロホルムほか 11 物質のいずれか」に、「1, 2ージクロロプロパン等」を「クロロホルム等」に、「屋

内作業場等(屋内作業場及び有機則第1条第2項各号に掲げる場所をいう。)において行う 1,2-ジクロロプロパン等を用いた洗浄又は払拭の業務(4(2)及び5(1)において「1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。)以外の業務」を「特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2,2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務のいずれにも該当しない業務(以下「クロロホルム等特化則適用除外業務」という。)」に、「1,2-ジクロロプロパンへのばく露」を「クロロホルムほか11物質へのばく露」を「クロロホルムほか11物質にばく露」を「クロロホルム等」に、「対象物質等」を「クロロホルム等」に、「対象物質にばく露」を「クロロホルムほか11物質にばく露」に改める。

- 3 (4) 中「1, 2ージクロロプロパン等」を「クロロホルム等」に、「クロロホルム有機溶剤業務」を「N, Nージメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に、「1, 2ージクロロプロパンを」を「クロロホルムほか 11 物質を」に改める。
- 4 (1) 中「クロロホルム有機溶剤業務」を「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に改める。
- 4 (2) 中「1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、1, 2 -ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の業務」を「クロロホルム等特化則適用除外業務」 に、「1, 2-ジクロロプロパンの」を「クロロホルムほか11物質の」に改める。
- 5 (1) 中「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」を「特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務」に改める。
 - 7(1)中「当該物」を「表示・通知対象物」に改める。
 - 7 (2) 中「当該物」を「通知対象物」に改める。
- 7 (3) 中「第24条の15」の次に「並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条 第1項」を加え、「当該物」を「表示・通知努力義務対象物」に改める。
 - 8を削る。

◎労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針 新旧対照表

改正案

現行

1 (略)

(以下略)

2 对象物質(CAS 登録番号)

この指針において、対象物質(CAS 登録番号)は、2-アミノ -4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、2、 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルトーフェニレンジアミン及びその塩(95-54-5 ほ か)、キノリン及びその塩(91-22-5 ほか)、1 ークロロー2ーニト ロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素(56-23-5)、1、4 - ジオキサン(123-91-1)、 1. 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, <u>4-ジクロロー2-ニトロベンゼン(89-61-2)、2,4-ジクロロ</u> -1 ー 1(78-87-5)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、ジメチルー2, 2-ジクロ ロビニルホスフェイト(別名DDVP)(62-73-7)、N, N-ジメ チルホルムアミド (68-12-2)、スチレン (100-42-5)、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5)、テ トラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)(127-18-4)、1, 1,1-トリクロルエタン(71-55-6)、トリクロロエチレン(79-01-6)、 ノルマルーブチルー2,3-エポキシプロピルエーテル(2426-08-6)、 パラージクロルベンゼン (106-46-7)、パラーニトロアニソール (100-17-4)、パラーニトロクロルベンゼン(100-00-5)、ヒドラジン 及びその塩並びにヒドラジン一水和物(302-01-2、7803-57-8 ほか)、 ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1ーブロモー3ークロロプロパン(109-70-6)、1ーブ ロモブタン(109-65-9)並びにメチルイソブチルケトン(108-10-1) をいう。

1 (略)

2 対象物質(CAS 登録番号)

この指針において、対象物質(CAS 登録番号)は、2-アミノ -4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、2、 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルトーフェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほ か)、キノリン及びその塩(91-22-5 ほか)、1 - クロロー2 - ニト ロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素(56-23-5)、1、4 - ジオキサン(123-91-1)。 1. 2 - ジクロルエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1、 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2、4-ジクロロ -1-ニトロベンゼン(611-06-3)、1、2-ジクロロプロパン (78-87-5)、ジクロロメタン (75-09-2)、N. Nージメチルアセト アミド (127-19-5)、N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、テ トラクロルエチレン (別名パークロルエチレン) (127-18-4)、1. 1, 1-トリクロルエタン (71-55-6)、ノルマルーブチルー2.3 ーエポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラージクロルベンゼ ン (106-46-7)、パラーニトロアニソール (100-17-4)、パラーニトロ クロルベンゼン(100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジ ン一水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2 ーブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1ーブロモー 3-クロロプロパン (109-70-6) 並びに1-ブロモブタン (109-65-9) をいう。

(以下略)

- 3 対象物質へのばく露を低減するための措置について
- (1) N, N-ジメチルホルムアミド及び1, 1, 1-トリクロルエ タン(以下「N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質」という。) 又はこれらのいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有す るもののうち、有機溶剤中毒予防規則 (昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。)第1条第1項第1号に規定する有 機溶剤の含有量がその重量の5パーセントを超えるもの(以下 「N、N-ジメチルホルムアミド等」という。)を製造し、又は 取り扱う業務のうち、有機則第1条第1項第6号に規定する有機 溶剤業務(以下「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」 という。) については、労働者のN, N-ジメチルホルムアミド ほか1物質へのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排 気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置 を講ずること。
- ア 事業場におけるN, N-ジメチルホルムアミド等の製造量、取 扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応 じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置そ の他必要な措置を講ずること。
- (ア) 作業環境管理
 - ① 使用条件等の変更
 - ② 作業工程の改善
- (イ) 作業管理
 - ① 労働者がN, N-ジメチルホルムアミドほか1物質にばく 露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の 使用
 - ③ N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露される 時間の短縮
- イ N, N-ジメチルホルムアミド等を作業場外へ排出する場合は、 当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図 ること。
- ウ・エ (略)
- (2)(略)
- (3) クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、<math>1, 2-ジ (3) 1, 2-ジクロロプロパン又は<math>1, 2-ジクロロプロパンをそ

- 3 対象物質へのばく露を低減するための措置について
- (1) クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジ クロルエタン、ジクロロメタン、N, N-ジメチルホルムアミド、 テトラクロルエチレン及び1、1、1-トリクロルエタン(以下 「クロロホルム」という。)又はこれらをその重量の5パーセン トを超えて含有するもの(以下「クロロホルム等」という。)を 製造し、又は取り扱う業務のうち、有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第1条第1項第6 号に規定する有機溶剤業務(以下「クロロホルム有機溶剤業務」 という。) については、労働者のクロロホルムへのばく露の低減 を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則に おいて定める措置のほか、次の措置を講ずること。
- ア 事業場におけるクロロホルム等の製造量、取扱量、作業の頻度、 作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業 環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講 ずること。
- (ア) 作業環境管理
 - ① 使用条件等の変更
 - ② 作業工程の改善
- (イ) 作業管理
 - ① 労働者がクロロホルムにばく露しないような作業位置、作 業姿勢又は作業方法の選択
 - ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の 使用
 - ③ クロロホルムにばく露される時間の短縮
- イ クロロホルム等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有 する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

- (2^{\cdot}) (略)

クロロエタン、1,2ージクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチルー2,2ージクロロビニルホスフェイト、スチレン、1,1,2,2ーテトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン(以下「クロロホルムほか 11 物質」という。)又はクロロホルムほか 11 物質のいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「クロロホルム等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1,2ージクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2,2ージクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務のいずれにも該当しない業務(以下「クロロホルム等件化則適用除外業務」という。)については、労働者のクロロホルムほか11物質へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場における<u>クロロホルム等</u>の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

(イ) 作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者がクロロホルムほか 11 物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の 使用
- ④ クロロホルムほか 11 物質にばく露される時間の短縮
- イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った 場合、次により当該装置等の管理を行うこと。
- (ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に

の重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「<u>1</u>, 2-ジクロロプロパン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(屋内作業場及び有機則第1条第2項各号に掲げる場所をいう。)において行う1, 2-ジクロロプロパン等を用いた洗浄又は払拭の業務(4(2)及び5(1)において「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。)以外の業務については、労働者の<u>1</u>, 2-ジクロロプロパンへのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場における<u>対象物質等</u>の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

(イ) 作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の 使用
- ④ 対象物質にばく露される時間の短縮
- イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った 場合、次により当該装置等の管理を行うこと。
- (ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に

稼働させること。

- (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
- (ウ) <u>クロロホルム等</u>を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。ウ・エ (略)
- (4)対象物質等(クロロホルム等を除く。(4)及び4(3)において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務(N, Nージメチルホルムアミド等有機溶剤業務及びパラーニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務を除く。(4)及び4において同じ。)については、労働者の対象物質(クロロホルムほか11物質を除く。(4)及び4(3)において同じ。)へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア〜エ (略)

- 4 作業環境測定について
- (1) N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務については有機 則に定めるところにより、パラーニトロクロルベンゼン製造・取 扱い業務については特化則に定めるところにより、作業環境測定 及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結 果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。
- (2) <u>クロロホルム等特化則適用除外業務</u>については、次の措置を講ずること。
 - ア 屋内作業場について、<u>クロロホルムほか 11 物質の</u>空気中に おける濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測 定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに 1回実施するよう努めること。

イ・ウ (略)

(3) (略)

- 5 労働衛生教育について
- (1)対象物質等を製造し、又は取り扱う業務(特化則第2条の2第 1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定す る1,2一ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2, 2一ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセ

稼働させること。

- (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
- (ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

(4) 対象物質等 (1,2-ジクロロプロパン等を除く。(4) 及び4(3) において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務 (クロロホルム有機溶剤業務及びパラーニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務を除く。(4) 及び4において同じ。) については、労働者の対象物質 (1,2-ジクロロプロパンを除く。(4) 及び4(3) において同じ。) へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア~エ (略)

- 4 作業環境測定について
- (1) <u>クロロホルム有機溶剤業務</u>については有機則に定めるところにより、パラーニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。
- (2) <u>1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の業務</u>については、次の措置を講ずること。
 - ア 屋内作業場について、<u>1,2-ジクロロプロパンの</u>空気中に おける濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測 定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに 1回実施するよう努めること。

イ・ウ (略)

(3) (略)

- 5 労働衛生教育について
- (1)対象物質等を製造し、又は取り扱う業務(<u>1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務</u>を除く。6において同じ。)に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労

http://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

ントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包 装する業務を除く。6において同じ。)に従事している労働者に 対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労 働者に対しては従事させる前に、次の事項について労働衛生教育 を行うこと。

ア~キ (略)

(2) (略)

6 (略)

- 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について
- (1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の2の 規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を 譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は 包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート (以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。 また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知され た場合は、同法第101条第2項の規定に基づき、通知された事項 を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、労 働者(表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者 を含む。) に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、化学物質 等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針 (平成 24 年厚生労働省告示第 133 号。以下「表示・通知促進指 針」という。) 第4条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名 称等の表示を行うこと。このほか、労働者(表示・通知対象物を 製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下(1)におい て同じ。) に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通 知促進指針第4条第5項及び第5条第1項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により 労働者に周知すること。
- (2)対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条の2の規定の対象となるもの(同法第 57 条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、同法第 57 条の2の規定に基づき、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により通知対象物の名称

働衛生教育を行うこと。

ア~キ (略) (2) (略)

6 (略)

- 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について
- (1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の2の 規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を 譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は 包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート (以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。 また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知され た場合は、同法第101条第2項の規定に基づき、通知された事項 を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、労 働者(表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者 を含む。)に当該物を取り扱わせる場合は、化学物質等の危険性 又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針(平成 24 年 厚生労働省告示第133号。以下「表示・通知促進指針」という。) 第4条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行 うこと。このほか、労働者(表示・通知対象物を製造し、又は輸 入する事業者の労働者をいう。以下(1)において同じ。)に当 該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第5項及 び第5条第1項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その 記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。
- (2)対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条の2の規定の対象となるもの(同法第 57 条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、同法第 57 条の2の規定に基づき、相手方に SDS の交付等により通知対象物の名称等を通知すること。また、SDS の交付等により通知対象物の名称

等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 24 条の 14 の規定又は表示・通知促進指針第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下(2)において同じ。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(3)対象物質等のうち、上記(1)及び(2)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方にSDSの交付等により名称等を通知すること。また、労働者(表示・通知努力義務対象物を製造し、又は取り扱う事業者の労働者を含む。以下同じ。)に表示・通知努力義務対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、譲渡提供者から通知された事項(表示・通知努力義務対象物を製造し、又は輸入する事業者にあっては、表示・通知促進指針第4条第5項の規定に基づき作成したSDSの記載事項)を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(削る)

等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者(当該物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。)に当該物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 24 条の 14 の規定又は表示・通知促進指針第4条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下(2)において同じ。)に当該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第5項及び第5条第1項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(3)対象物質等のうち、上記(1)及び(2)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方にSDSの交付等により名称等を通知すること。また、労働者(表示・通知努力義務対象物を製造し、又は取り扱う事業者の労働者を含む。以下同じ。)に当該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、譲渡提供者から通知された事項(表示・通知努力義務対象物を製造し、又は輸入する事業者にあっては、表示・通知促進指針第4条第5項の規定に基づき作成したSDSの記載事項)を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

8 既存の指針の廃止について

本指針の公表に伴い、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針(平成 23 年 10 月 28 日付け健康障害を防止するための指針公示第 21 号)を廃止する。

労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針

平成24年10月10日付け健康障害を防止するための指針公示第23号
 改正 平成25年10月1日付け健康障害を防止するための指針公示第24号
 改正 平成26年10月31日付け健康障害を防止するための指針公示第25号

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第28条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣 が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質(以下「対象物質」という。)又は対象物質を含有する物(対象物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「対象物質等」という。)を製造し、又は取り扱う業務に関し、対象物質による労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し、事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 対象物質(CAS 登録番号)

この指針において、対象物質(CAS 登録番号)は、2-アミノー4-クロロフェノー ル(95-85-2)、アントラセン(120-12-7)、2、3 - エポキシー 1 - プロパノール(556-52-5)、 塩化アリル(107-05-1)、オルトーフェニレンジアミン及びその塩(95-54-5 ほか)、キ ノリン及びその塩(91-22-5 ほか)、1ークロロー2ーニトロベンゼン(88-73-3)、クロ ロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1,4-ジオキ サン (123-91-1)、1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4 ージクロロー2ーニトロベンゼン(89-61-2)、2,4ージクロロー1ーニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン(78-87-5)、ジクロロメタン(別名二塩化メチ レン) (75-09-2)、N, Nージメチルアセトアミド (127-19-5)、ジメチルー2、2ージ クロロビニルホスフェイト(別名DDVP)(62-73-7)、N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、スチレン(100-42-5)、1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化 アセチレン) (79-34-5)、テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン) (127-18-4)、 1. 1. 1ートリクロルエタン (71-55-6)、トリクロロエチレン (79-01-6)、ノルマル ーブチルー 2 , 3 ーエポキシプロピルエーテル(2426-08-6)、パラージクロルベンゼン (106-46-7)、パラーニトロアニソール(100-17-4)、パラーニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン一水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2 ーブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、 1 ーブロモー 3 ークロロプロパン (109-70-6)、1 ーブロモブタン (109-65-9) 並びにメ

チルイソブチルケトン(108-10-1)をいう。

なお、CAS 登録番号とは、米国化学会の一部門である CAS (Chemical Abstracts Service) が運営・管理する化学物質登録システムから付与される固有の数値識別番号をいい、オルトーフェニレンジアミン及びその塩、キノリン及びその塩並びにヒドラジン及びその塩並びにヒドラジンー水和物については、その代表的なもののみを例示している。

- 3 対象物質へのばく露を低減するための措置について
- (1) N, Nージメチルホルムアミド及び1, 1, 1ートリクロルエタン(以下「N, Nージメチルホルムアミドほか1物質」という。)又はこれらのいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有するもののうち、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第1条第1項第1号に規定する有機溶剤の含有量がその重量の5パーセントを超えるもの(以下「N, Nージメチルホルムアミド等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機則第1条第1項第6号に規定する有機溶剤業務(以下「N, Nージメチルホルムアミド等有機溶剤業務」という。)については、労働者のN, Nージメチルホルムアミドほか1物質へのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置を講ずること。
 - ア 事業場におけるN, N-ジメチルホルムアミド等の製造量、取扱量、作業の頻度、 作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、 作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。
 - (ア) 作業環境管理
 - ① 使用条件等の変更
 - ② 作業工程の改善
 - (イ) 作業管理
 - ① 労働者がN, N-ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - ③ N、Nージメチルホルムアミドほか1物質にばく露される時間の短縮
 - イ N, N-ジメチルホルムアミド等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有 する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。
 - ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。
 - エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。
 - (ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検

- (イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- (ウ) 保護具の使用
- (2) パラーニトロクロルベンゼン又はパラーニトロクロルベンゼンをその重量の5パーセントを超えて含有するもの(以下「パラーニトロクロルベンゼン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務(以下「パラーニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務」という。)については、労働者のパラーニトロクロルベンゼンへのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)において定める措置のほか、次の措置を講ずること。
 - ア 事業場におけるパラーニトロクロルベンゼン等の製造量、取扱量、作業の頻度、 作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措 置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。
 - (ア) 作業環境管理
 - ① 使用条件等の変更
 - ② 作業工程の改善
 - (イ) 作業管理
 - ① 労働者がパラーニトロクロルベンゼンにばく露しないような作業位置、作業 姿勢又は作業方法の選択
 - ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - ③ パラーニトロクロルベンゼンにばく露される時間の短縮
 - イ パラーニトロクロルベンゼン等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。
 - ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効か つ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空 気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を 吸入しないように措置すること。
 - エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。
 - (ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検
 - (イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - (ウ) 保護具の使用
- (3) クロロホルム、四塩化炭素、1,4ージオキサン、1,2ージクロロエタン、1,2ージクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチルー2,2ージクロロビニルホスフェイト、スチレン、1,1,2,2ーテトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン(以下「クロロホルムほか11物質」という。)又はクロロホルムほか11物質のいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「クロロホルム等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のう

ち、特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1,2ージクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2,2ージクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務のいずれにも該当しない業務(以下「クロロホルム等特化則適用除外業務」という。)については、労働者のクロロホルムほか11物質へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

- ア 事業場におけるクロロホルム等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業 の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果 に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要 な措置を講ずること。
 - (ア) 作業環境管理
 - ① 使用条件等の変更
 - ② 作業工程の改善
 - ③ 設備の密閉化
 - ④ 局所排気装置等の設置
 - (イ) 作業管理
 - ① 作業を指揮する者の選任
 - ② 労働者がクロロホルムほか 11 物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢 又は作業方法の選択
 - ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - ④ クロロホルムほか 11 物質にばく露される時間の短縮
- イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当 該装置等の管理を行うこと。
 - (ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
- (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
- (ウ) クロロホルム等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液 等による事業場の汚染の防止を図ること。
- ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効か つ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空 気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を 吸入しないように措置すること。
- エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。
 - (ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検
 - (イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - (ウ) 保護具の使用
- (4) 対象物質等(クロロホルム等を除く。(4) 及び4(3) において同じ。) を製造し、

又は取り扱う業務(N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務及びパラーニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務を除く。(4)及び4において同じ。)については、労働者の対象物質(クロロホルムほか11物質を除く。(4)及び4(3)において同じ。)へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態 様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基 づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措 置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

(イ) 作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ 対象物質にばく露される時間の短縮
- イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当 該装置等の管理を行うこと。
- (ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
- (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
- (ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。
- ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。
- エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。
- (ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検
- (イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- (ウ) 保護具の使用

4 作業環境測定について

(1) N, Nージメチルホルムアミド等有機溶剤業務については有機則に定めるところに

より、パラーニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

- (2) クロロホルム等特化則適用除外業務については、次の措置を講ずること。
 - ア 屋内作業場について、クロロホルムほか11物質の空気中における濃度を定期的に 測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定 は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。
 - イ 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。これらの点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。
 - ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。
- (3) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。
 - ア 屋内作業場について、対象物質の空気中における濃度を定期的に測定すること。 なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ご とに1回実施するよう努めること。
 - イ 作業環境測定(2-アミノー4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1,4-ジクロロー2-ニトロベンゼン並びに1-ブロモブタン又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「2-アミノー4ークロロフェノール等」という。)を製造し、又は取り扱う業務に係る作業環境測定を除く。)を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。これらの点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。
 - ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録(2-アミノー4ークロロフェノール 等を製造し、又は取り扱う業務については、作業環境測定の結果の記録に限る。)を 30年間保存するよう努めること。

5 労働衛生教育について

(1)対象物質等を製造し、又は取り扱う業務(特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1,2ージクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2,2ージクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務を除く。6において同じ。)に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に

従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労働衛 生教育を行うこと。

- ア 対象物質の性状及び有害性
- イ 対象物質等を使用する業務
- ウ 対象物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ 局所排気装置その他の対象物質へのばく露を低減するための設備及びそれらの保 守、点検の方法
- オ 作業環境の状態の把握
- カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ 関係法令
- (2) 上記の事項に係る労働衛生教育の時間は総じて 4.5 時間以上とすること。
- 6 労働者の把握について

対象物質等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- (1) 労働者の氏名
- (2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
- (3) 対象物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

- 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について
- (1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。また、SDSの交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第101条第2項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、労働者(表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。)に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針(平成24年厚生労働省告示第133号。以下「表示・通知促進指針」という。)第4条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者(表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下(1)において同じ。)に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第5項及び第5条第1項の規定に基づき、SDSを作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

- (2) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条の2の規定の対象となるもの(同法第57条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、同法第57条の2の規定に基づき、相手方にSDSの交付等により名称等を通知すること。また、SDSの交付等により通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第101条第2項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第24条の14の規定又は表示・通知促進指針第4条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下(2)において同じ。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第5項及び第5条第1項の規定に基づき、SDSを作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。
- (3) 対象物質等のうち、上記(1)及び(2)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方にSDSの交付等により名称等を通知すること。また、労働者(表示・通知努力義務対象物を製造し、又は取り扱う事業者の労働者を含む。以下同じ。)に表示・通知努力義務対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、譲渡提供者から通知された事項(表示・通知努力義務対象物を製造し、又は輸入する事業者にあっては、表示・通知促進指針第4条第5項の規定に基づき作成したSDSの記載事項)を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。